

令和7年12月10日

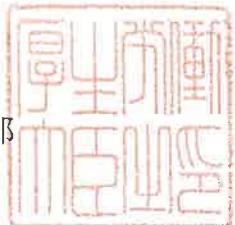
厚生労働省発雇均1210第2号

令和7年12月10日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件案要綱（一般事業主行動
計画に係る部分）」について、貴会の意見を求める。

事業主行動計画策定指針の一部を改正する件案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）

第1 一般事業主行動計画における取組内容の選定（第二部の第二の三の（四）関係）

一般事業主行動計画における取組内容として、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい旨を追記することとすること。また、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることも踏まえる必要があることに留意が必要であること並びに性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効である旨を追記することとする。

第2 一般事業主行動計画の公表の方法（第二部の第二の四の（二）関係）

一般事業主行動計画の公表の方法については、求職者等が容易に閲覧できる方法による必要があり、この観点からは、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切である旨を追記することとすること。なお、自社のホームページへの掲載等によることを妨げるものではない旨も追記することとする。

第3 情報の公表（第二部の第二の六関係）

1 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合の情報の公表

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主に対して一律に公表が義務付けられているものであり、より求職者の企業選択に資するよう、比較可能な実績を公表することが重要である旨、及びその実績を厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法（以下「管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合に係る共通の計算方法」という。）によって算出し、公表するものとする旨を追記することとする。また、その際、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要である旨、及び事業主が管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合に係る共通の計算方法で算出した数値を公表するに当たっては、単に数値の情報を公表するだけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、事業主はこのような追加的な情報公表を行うことが望ましい旨を追記することとする。

2 男女の賃金の額の差異の情報の公表

男女の賃金の額の差異については、指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要である旨、及び事業主が男女の賃金の額の差異に係る共通の計算方法で算出した数値を公表するに当たっては、単に数値の情報を公表するだけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、事業主はこのような追加的な情報公表を行うことが望ましい旨を追記することとする。

3 情報の公表の方法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条の情報の公表の方法については、求職者等が容易に閲覧できる方法による必要があり、この観点からは、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切である旨を追記することとする。なお、自社のホームページへの掲載等によることを妨げるものではない旨も追記することとする。

第4 女性の健康上の特性に係る取組例（別紙二関係）

別紙二に項目を新設し、女性の健康上の特性に係る取組例として、以下の内容を示すこととする。また、これらの取組例については、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも考えられる旨を示すこととする。

1 職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組

- (1) 女性の健康上の特性に関する研修会の開催
- (2) 婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等

2 休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現

- (1) 生理休暇を取得しやすい環境の整備
- (2) 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等）
- (3) 女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等）

3 健康課題を相談しやすい体制づくり

- (1) 女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談）
- (2) 女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置

4 その他の取組

- (1) 婦人科検診の受診に対する支援
- (2) 妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

第5 状況把握項目及び情報公表等に関する改正事項の反映

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号。以下「改正法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の改正による状況把握項目及び情報公表項目の見直し内容等を反映するため、所要の改正を行う。

第6 その他

- 1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。ただし、改正法による雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正に伴う所要の改正規定は、改正法の施行の日から適用する。
- 2 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の改

正を行う。